

令和3年9月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、ACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うちノートパソコン1件、インターホン（モニターテレビ付）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
（うち電動車いす（ハンドル形）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
扇風機1件、ノートパソコン3件、エアコン（室外機）1件、
マッサージ器（充電式）1件、プラズマテレビ1件、除湿機1件、
折りたたみ自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100418	令和3年8月26日	令和3年9月6日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	当該製品を使用中、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202100419	令和3年8月8日	令和3年9月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月24日
A202100420	令和3年8月26日	令和3年9月6日	扇風機	火災	学校で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から45年以上経過した製品 令和3年9月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202100421	令和3年8月27日	令和3年9月6日	ノートパソコン	火災	当該製品に当該製品の付属品ではないACアダプターを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月7日に公表したルーター(パソコン周辺機器、USB電源式)に関する事故(A202100415)及びノートパソコンに関する事故(A202100422)と同一 令和3年9月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100423	令和3年8月25日	令和3年9月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品
A202100424	令和3年8月26日	令和3年9月7日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100425	令和3年8月7日	令和3年9月7日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月27日